

## 1 いじめ防止基本方針策定の目的

大村市立三浦小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」に基づき、人権尊重の精神を基調とし、全ての児童がめざす児童像に向かい、充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に本方針を策定するものとする。

めざす児童像：かがやけ 三浦っ子  
かながえる子 がんばる子 やさしい子 けじめのある子

## 2 いじめ防止に向けての基本姿勢

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学校・学級でもおこりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に全力で取り組む。さらに、家庭、地域、関係機関と適切に連携・協力し、情報を共有することで取組の一層の強化を図る。

### <いじめ防止対策推進法>

#### (いじめの禁止)

第4条 児童は、いじめを行ってはいけない。

#### (学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### (保護者の責務等)

第9条 保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 学校内における組織

①いじめ防止対策委員会【構成メンバー】校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭  
いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正等を中心となって行う。

②児童を語る会【構成メンバー】全教職員  
いじめに関する情報や問題行動等に係る情報を共有する。

③個々のケースについての解決チーム【構成メンバー】いじめ防止対策委員会で指定された職員  
※必要に応じ、心の教室相談員、教育相談員 SSW（スクールソーシャルワーカー）  
個々のケースについて、解決に向けての具体的な取組を行う。

#### (2) 家庭、地域、関係機関と連携した組織

①学校支援会議【構成メンバー】PTA会長、学校評議員、町内会長、民生委員代表、健全協代表、老人会代表、振興会、  
社会福祉協議会、警察(三浦駐在所)、校長・教頭  
0年間2回 0いじめや生徒指導上の問題について情報を共有し、解決に向けて協力をする。

②玖島中学校区連絡協議会【構成メンバー】中学校区校長・教頭・生活指導主任・生活指導主事、PTA会長・副会長  
0年間2回 0いじめや生徒指導上の問題について情報を共有し、解決に向けて協力をする。

### 4 いじめの未然防止の取組

#### (1) 分かる授業づくり

- ・学習規律の徹底（相手を意識した話す・聞く 等）
- ・基礎的・基本的事項の徹底習得 ※オレンジタイムの活用
- ・国語科を中心に「読み取る力を高め、豊かに表現する子どもの育成」実践

#### (2) 学級集団づくり

- ・お互いの良さを認め尊重する学級風土づくり
- ・朝の会、帰りの会の充実（めあて、いいところ見つけ 等）

#### (3) 道徳教育、交流教育、人権教育、情報教育の充実

- ・自他の「命」を尊び、大切にす態度
- ・違いを認め、異なりに学ぶ姿勢
- ・いじめの本質や構造の理解
- ・インターネット等の危険性や情報モラルの理解

#### (4) 児童会活動の充実

- ・委員会活動での役割や出番から責任感や自己有用感へ
- ・代表委員会での話し合いから自治的活動へ

### 5 いじめの早期発見の取組

- (1) 児童アンケートの実施 … 年間2回実施（7月、12月）
- (2) 個人面談の実施 … アンケートを受け（7月、12月）に実施
- (3) いじめ相談窓口の指定 … 各担任以外に、養護教諭や心の教室相談員を指定

## 6 いじめの早期対応の取組

- (1) いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、速やかに校長に報告する。
- (2) いじめの報告を受けた校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- (3) いじめられた児童のケアは、養護教諭や心の教室相談員、教育相談員及びSSW等の専門的な知識があるものと連携し対応を図る。
- (4) いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- (5) 必要があると認められた時、校長はいじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
- (6) 児童がいじめを行っている場合に教育上必要と認める時校長は、学校教育法第11条の規定に基づき、該当児童に対して適切な懲戒を加える。
- (7) いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

## 7 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条より）
  - ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合。
  - ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
  - ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。
- (2) 重大事態への対応
  - ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
  - ② 教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
  - ③ 上記組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
  - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 8 家庭や地域との連携

- (1) いじめ防止対策の啓発
  - ・PTA総会、評議員会、学校支援会議等におけるいじめ問題に対する啓発を通して、「いじめを生まない・いじめを許さない」風土を醸成する。
- (2) 情報の適切な提供
  - ・いじめに関する情報を適切に提供することで、学校への信頼を高め、連携し解決しようとする風土を醸成する。

## 9 関係機関との連携

- (1) 大村市教育委員会学校教育課（社会教育課少年センターとも連携する）
- (2) 他の関係機関（市こども家庭課、県こども・女性・障害者支援センター、警察 等）

## 10 年間計画

月	学校での取組	保護者や地域との連携
4月	・学校基本方針の確認	・PTA総会 ・PTA評議員会⑥
5月	・児童を語る会 ・学校いじめ対策委員会①(年間計画)	・みかん園作業 ・PTA評議員会①
6月	・三浦っ子の心を見つめる教育週間	・みかん園作業 ・PTA評議員会②
7月	・児童アンケート① ・個人面談①	・玖中校区連絡協議会① ・学校支援会議①
8月	・平和集会	・みかん園作業 ・PTA評議員会③
9月	・児童を語る会	・みかん園作業
10月		・運動会 ・PTA評議員会④
11月		・みかん園作業 ・感謝の会
12月	・人権集会 ・児童アンケート② ・個人面談②	
1月	・児童を語る会	
2月	・学校いじめ対策委員会②(評価、改善案)	・PTA評議員会⑤ ・学校支援会議② ・玖中校区連絡協議会② ・みかん園作業
3月	・児童を語る会	